



平成 17 年 9 月 30 日

金融庁
総務企画局市場課内
金融審議会金融分科会第一部会事務局 御中

在日米国商工会議所 (ACCJ)
保険小委員会
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック森ビル 10 階

金融審議会金融分科会第一部会 中間整理に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年 9 月 2 日付で公表された「中間整理に関する意見募集」に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれまして配慮を賜りますようお願いいたします。

謹白

1. 中間整理での法律を作るコンセプト・方向性について

第一部会は投資サービスにおける投資家保護のあり方や資本市場を巡る法制全般について審議検討した結果、資本市場におけるルールの再検討やその実効性確保のための運用強化が急務、「金融商品販売法」を投資サービス法に統合すべき、投資サービス法を業態に係わらず投資商品の販売等に関する一般法にすべき、といった方向性を中間報告で示した。これらのコンセプトや、一般法にすべきであるといった方向性には賛成するが、過度な規制にならないように配慮すべきである。また、保険には投資性商品と保障性商品があり、特性の異なる二つの商品を同一の規制のもとに置くことは合理的でない。投資サービス法の対象はあくまで投資性を有する保険とすべきである。

2. 監督省庁横断的一般法（ルール）について

第一部会の議事録によれば、諸外国では証券、先物、集団投資スキーム等を横断的にカバーする利用者保護ルールが登場しており、我が国でも縦割り業法の横断化をすべきと示されている。しかし、金融庁所管の縦割り業法の横断化だけでなく、投資性商品において利用者保護の横断的ルールを制定することが重要であり、そうしたルールは、いわゆる制度共済や簡保についても、投資性商品を提供する限りにおいて適用されるべきである。

3. 投資サービス法への一元化の主旨について

今後の一元化の是非の検討にあたっては、中間整理 P.7 記載の「利用者利便の向上につながる」という観点について十分に議論されることをお願いしたい。

P.7には「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」）についても投資サービス法に統合すべきであるほか、銀行法や保険業法についても、販売・勧誘等に関するルールなどについて投資サービス法と一元化することについて検討を行うべきである。もとよりこのような検討にあたっては、預金・保険といった金融商品としての性格や現在の業務の実態を踏まえつつ行う（「金融サービス・市場法」を展望しつつ議論を行う）ことが必要であると考えられる。」とあり、その理由として「この際、ポートフォリオの対象となりうる幅広い金融商品の販売・運用について可能な限り包括的な枠組みを構築し、規制の簡素化・明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択肢の拡大をつうじ、利用者利便の向上に繋がることに配慮すべきである。」とある。

保険事業は保険業法のもとで厳格な事業規制を受けており、商品設計の自由度は厳しく制限されている。商品設計自由度の拡大は行わず、新たに販売勧誘等についてのみ投資サービス法が統合されることで、利用者利便はどう向上されるのか、明確にしていきたい。

さらに、保険会社は事業法である保険業法と投資サービス法との両方の法律の規制を受けるということになるため、記載されている「規制の簡素化」にも合致していないのではないかという印象が拭えない。また、このように事業規制と販売・勧誘規制が分離される体系が利用者にとって分かりやすいのか、ひいては利用者保護に資するものであるのかもさらに検討をお願いしたい。

4. 投資商品の範囲・定義について

上記3. の一元化の議論において、保険も対象とする場合には、「保険」の定義について、利用者および事業者にとってわかりやすく納得感のあるものにしていただくようお願いしたい。具体的には、P. 5に投資サービス法の対象となる金融商品（以下「投資商品」）について、「投資性を有する保険」として保険を含めることとし、例えば、「①金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、②資産や指標などに関連して、③より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるもの」といった基準の設定を試みつつ、「投資商品の具体的な定義については、・・・可能なかぎり大きな括りで列挙するとともに金融環境の実情や変化を踏まえて行政の判断できめ細かい適用除外や商品指定ができるようにする。」と記載があり、別紙の定義が添付されているが、その別紙においては、投資性を有する保険という記述はなく、単に「保険契約又は共済契約に基づき一定額の保険金の支払いを受け、または損害のてん補を受ける権利」となっている。

定義についてはできる限り大括りの分類とするとの主旨が記載されているが、この別紙の定義は大括りすぎる。いわゆる入院や死亡といった医療保障・遺族保障を目的として加入する生命保険が一旦「投資商品」に分類されたのち、別途、投資性を有しない保険種類として適用除外を規定するというような方法は、利用者にとっても、規制をうける事業者にとってもわかりにくい。したがって、保険を対象に含める場合の定義については例えば「投資性を有する保険」としてその種類を限定列挙するような明快なものとしていただくようお願いしたい。

5. 適合性原則について

P. 13では、「適合性原則、最良執行義務、価格公表義務など証券取引法や証券投資顧問業法において定められている義務について、その内容を再検討しつつ、金融商品やサービスの性質を踏まえて横断的な義務付けを行うことが適当である。」とある。仮に、投資商品と保険が一律に投資サービス法の対象となった場合、投資商品と保険では、同一顧客であってもその「適合性」のレベルは異なると思われることから、両者を同一レベルで規制することのないよう慎重な検討が必要である。

6. 広告規制、各種手数料の開示について

過剰な広告規制は、広告を主な勧誘（募集）手段とする者を、その他の勧誘（募集）手段を主とする者に比して不利な立場に置く可能性があることにご留意いただきたい。

また、手数料の開示については、保険契約においては営業職員や代理店チャネルなどチャネルが多様化するなか、固定給や歩合など、チャネルによってその内容や支払い方が様々なため、開示することによってかえって顧客をミスリードすることにもなりかねず、混乱と誤解を与えることになることから、保険に対して適用することは適当ではない。

7. 自主規制機関の機能強化について

P. 25 では、自主規制機関につき、「自主規制の実効性を高め、投資家が安心して市場に参加できるようにするため、自主規制機関への加入義務付けについて検討を行うべきである。また、苦情処理・あっせん業務の業態横断的な取り組みなどの関連自主規制機関間の連携のあり方について、引き続き検討を行うべきである。この点に関連して、紛争解決については、一元的な組織を立ち上げるべきである、あるいは、必要に応じ、自主規制機関の統合を進めるべきであるとの意見があった。」とある。続いて、金融サービス・市場法の制定に伴う英国の金融サービス機構（FSA）の設立によって、それまで存在していた自主規制機関がFSAに統合されたことが指摘されている。

ACCJは、規則制定、監督権限の両方もしくは一方を政府機関ではない業界団体に委任することは、特に保険については透明性を喪失することにつながると懸念している。確かに、米国の証券業界における全米証券業協会のように、業界団体が一定の規則制定権限や監督権限を有している場合もある一方、米国のモデルはFSAのモデルとは異なり、また、米国における保険業界団体はそのような規制制定や監督といった機能は果たしていないことを付記する。保険については、日米保険合意によりこのような業界団体への権限委任は明確に禁止されている。

8. 今後の審議、法案などに対するパブリック・コメントについて

ACCJでは、今回のように審議途中において中間整理で取り上げられた様々な事項に関してパブリック・コメントを提出する機会が与えられたことを歓迎する。審議終了後、特に、法案策定後には、更なるパブリック・コメントの提出機会があるものと思料し、その際にはACCJでは投資サービス法の審議そして法案につき、あらためてコメントをさせていただく所存である。

9. その他の意見書について

本意見書は、中間整理に関して、ACCJ金融サービス委員会が提出している意見書を支持し、またその内容と整合するものである。

以上